

旅客営業規則の一部改定について

【改定施行日 2026年3月18日】

改定箇所（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

（普通回数旅客運賃）

第73条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

（1）大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

（2）小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

~~2 割引の回数旅客運賃は、前項各号の無割引の回数旅客運賃を基礎として、第63条第1項の割引の計算を適用した額とする。~~

（割引の普通回数旅客運賃）

第74条の2 身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程および精神障害者旅客運賃割引規程により割引回数乗車券を発売する場合は、普通回数旅客運賃の5割引とする。

（区間変更）

第155条 旅客はあらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券に表示された着駅又は経路について、第149条第1号に規定する区間変更をすることができる。

2 旅客がその所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券に表示されている発駅を、着駅に対してその発駅よりも外方となる駅に変更又はその発駅と異なる方向の駅に変更する場合も前項に準じて取り扱う。

3 前各項の取扱いをする場合は、次の各号に定める旅客運賃・料金を収受する。

（1）普通乗車券

原乗車券の区間に対する旅客運賃（既収旅客運賃）と実際乗車区間に対する旅客運賃とを比較して、不足額は収受して過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券（身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、精神障害者割引乗車券、学生割引乗車券）で適用できるときは、その割引率を適用して運賃計算する。

（2）回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）

原乗車券の区間に対する普通旅客運賃と乗車駅から変更着駅までの区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受して過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が身体障害者用割引乗車券、知的障害者割引乗車券又は精神障害者割引乗車券であるときは、その割引率を適用（端数計算）して運賃計算する。

（3）～（5） 記載省略

以上